



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1132	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
1133	一般競争入札による落札者の決定	(農林水産総務課).....	3
1134	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	3
1135	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
1136	"	(").....	4
1137	"	(").....	4
1138	"	(").....	5
1139	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
1140	"	(").....	6
1141	"	(").....	6
1142	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1143	道路の供用開始	(").....	7

○ 教育委員会告示

5	令和4年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	7
---	----------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1132号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「MAX MIRAGE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「悶絶エルシオン」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真を付して、「けつまん恍惚」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「crazy upper」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「マゾ狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ところてん~LONG~」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「Trance Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「power X」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「GOLD-5ME0」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「GOLD RASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真を付して、「GOLD KING」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真を付して、「HOT GUN2」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Cyber Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (14) 次の写真に示すとおり、「淫トロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「メスイキG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「ぶりケツ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「PINK⊕」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真を付して、「tropical clash」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「HADES NE03」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「Neo Stlassh」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「Acme of Babylon」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「LOCO Motion winey」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「EMERALD NUDE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Dandyism」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Hot Time Genome」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「FUSION IMPACT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「SOUTHERN BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「Pussy in Heat」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「Hercules Zero X」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「Asura Gold Label」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Pure Floral The Final」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「ORGASMs Jaeger」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Trance Time RX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真を付して、「CRAZY HOPPER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真を付して、「HYPER COOLISH X」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真を付して、「No. 420」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「FLOWER LIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Grand Core Zone」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「NITRO BOOSTER Bandit」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「Diffusion Brast Neo」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(41) 次の写真に示すとおり、「Heat Passion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
(42) 次の写真を付して、「Love ice Classic -10℃」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(43) 次の写真を付して、「Hyper Astro Hazy」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和3年11月16日

和歌山県告示第1133号

令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達の名称及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県試験研究機関電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札を決定した日

令和3年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地

5 落札金額

27,779,257円（うち消費税及び地方消費税の額2,525,387円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年9月17日

和歌山県告示第1134号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 新宮市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1135号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1136号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1137号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1138号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1139号

令和3年和歌山県告示第491号(以下「告示第491号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
榎本卓郎
東茂平
松本保
榎本計一郎
湯川公市

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第491号のとおり

和歌山県告示第1140号

令和3年和歌山県告示第958号（以下「告示第958号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

西鳥貞子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第958号のとおり

和歌山県告示第1141号

令和3年和歌山県告示第1010号（以下「告示第1010号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

久保康浩

久保伊右エ門

沖光子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1010号のとおり

和歌山県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字串地 1601番2地先から同町三尾川字 串地1595番1地先まで	旧	3.67 ） 18.84	70.90	

同上	新	9.14 } 21.43	70.90	
----	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第1143号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町三尾川字串地1601番2地先から同町三尾川字串地1595番1地先まで

供用開始の期日 令和3年11月16日

教育委員会告示**和歌山県教育委員会告示第5号**

令和4年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和3年11月16日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和4年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)

〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀北農芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠田	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那賀	普通科	6	240
	国際科	1	40
貴志川	普通科	2	80
	人間科学科	1	40
和歌山北	普通科(北校舎)	8	320
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和歌山	総合学科	4	160
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和歌山東	普通科	5	200
星林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
	創造技術科	1	40
和歌山商業	ビジネス創造科	7	280

別表第2 (第2項関係)

〔定時制の課程〕

学校名	学科名	学級数	定員
※1 伊都中央	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
※1 きのくに青雲	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
	情報会計科	夜間	1 30
		機械電気科	夜間
和歌山工業	建築科	夜間	1 40
		普通科	夜間
耐久	普通科	夜間	1 40
日高	普通科	夜間	1 40
※1 南紀	普通科	昼間	1 35
		夜間	1 30
新宮	普通科	夜間	1 40
合計		14	495

※1 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)

〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

※3 南部高等学校食と農園科調理コースの人数は、20人以内とする。